

保護者各位

船橋市教育委員会保健体育課長

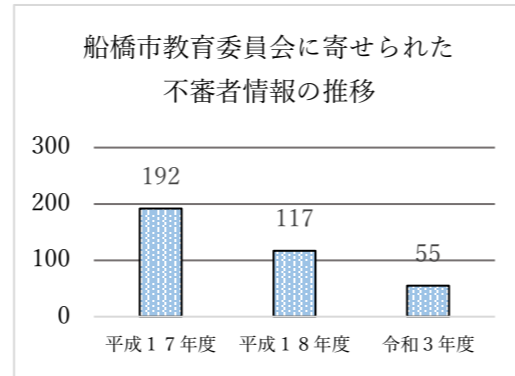
### 保護者による子供見守りボランティア「スクールガード」を募集しています！

日頃から本市の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

船橋市では平成18年度から不審者被害の抑止を目的とした登下校時の見守り活動ボランティア「スクールガード」事業を進めて参りました。

右図は船橋市教育委員会に寄せられた不審者被害の件数です。スクールガード事業実施前から比べると、減少していますが、近年では年間50件程度と下げ止まりの傾向にありますので、更なる防犯体制の強化を目指すべく、下記のとおりスクールガードの募集を行います。

現在スクールガードの活動をされていない方は、この機会にぜひご検討をお願いいたします。



#### 記

- 目的** 子供たちを見守ることによる不審者被害の抑止
- 活動内容** 原則として子供たちの登下校時間（7時～8時前後、午後2時～4時前後）に合わせて、10分から30分程度、通学路や自宅近くの公園などで見守り活動をお願いします。※活動例は右に記載してあります。  
※週に1回や月に1回の活動でも構いません。
- 申込方法** 切り取り線以下の必要事項を記入して学校に提出し、学校から腕章と帽子の貸与を受けて申込みが完了となります。  
※活動中は貸与された帽子か腕章のどちらかは見える場所に着用してください。
- その他**
  - ・スクールガードには自動車を停止させる等の権限がありませんので、行わないようにしてください。
  - ・活動はボランティアですので決して無理をせず、できる範囲で継続的な活動をお願いします。
  - ・活動中の事故は船橋市が加入している船橋市市民活動総合補償制度で補償されます。補償の対象となる事故が起きたら、活動している小学校まで、ご連絡ください。
  - ・活動をやめるときには、申込みをした小学校にご連絡ください。
  - ・詳しい内容につきましてはQRコードをご確認ください。
- 問合せ先** 船橋市教育委員会 保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室  
電話 047-436-2876



### スクールガード活動例

- ・活動は定期的でなくても構いません。できるときにできる範囲で構いません。
- ・様々な場面で活動しながら見守りをしていただくだけでも構いません。
- ・例年午後3時台から午後5時台に多く児童生徒に係る不審者情報が寄せられています。



多くのスクールガードの「目」があるだけでも不審者被害の抑止効果があります。

切り取り

記入日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

#### スクールガード申込書

申込先小学校 \_\_\_\_\_ 児童氏名 \_\_\_\_\_

申込者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

活動の頻度（見込み）※おおよそで構いませんのでいずれか一つにチェック☑してください。

- A：ほとんど毎日（週3日以上）       B：ときどき（週2日程度）
- C：たまに（週1日程度）       D：その他（ABC以外）

※申込書は令和5年〇月〇日までに各担任までご提出ください。